

中復残第一八号

債權確定支拂未済等に関する件報告

昭和二十一年六月二十二日

中部復員連絡局長

臺灣軍関係債權確定支拂未済等は次に述べ
るに處置するから報告する。

0075

戦況

台湾軍は本島の防衛南方地域に対する兵站基
この業務に任じられたが昭和十三年三月作戦軍として戦
列に合せられたのは情勢の逼迫と共に兵力の増強防衛
の強加に努むるため八月突如終戦となつたので諸債權
務の的確迅速なる處理もこの部隊に通達するに及ば
ないが新思資金三億圓の追加を申請するに及
一方中國國境前哨所の連戦と共に民情の対日感
情は急激に悪化し損害賠償等不當の要求も
し一部は暴力を以て要求する様な状態になり
ある險境を必要とし慎重を期せねばならぬ

0076

理は困難と云ふに
更に十月三日突如預託金と凍結せられ使用出来
資金は手持現金と云ふことになり軍終戦諸
遂行に支障を来すので債權確定支拂未済引
六十萬圓を認め所収経費の凍結解除を敬言
全部を償還當局と要次に呈し折衝して解決
に務むる旨内土月七日更に一圓券日銀券を凍
結し糧食給養に支障を来す状を呈し債權確
定理は全く不可能な状態にまつた
かる手持軍資金の不如意南方より歸還するの機
人事属の現地に於ける修治の料未決と諸要因
に依つて対日軍民情は極度に險悪化し全く過
状況と云ふこと

0077

二 債務の内容

本拂債務は中國側の要求もあり之を物件購入高
當賠償に大別し業務の性質上多額の債務を
軍經理部施設科 軍資物廠は各々別向
に駐止し軍直部隊中軍經理部に於ては
團長は各師團に於て大に整理せしめ之を
於て更に調整し中國側に引渡す

本拂債務の金額

一 物件購入関係

軍經理部	一、四四〇、八八五
貨物廠	一、九八七、三三、四七
施設科	三、七五九、〇六四、七五

0079

之損害賠償関係

軍經理部

施設科

八飛師

五十師

十二師

小計

内地携行債務

三三〇九〇三六四一

三〇四〇六九九五四

二一八〇七四九九五

一六〇〇二九八三六

四二二八一〇四〇

一〇五五五五九〇五六

六三三、四五七八九

0080

又未拂証明書書弁分

一四八八七七六

一八一二六五三八〇

註

内地携行債務は、舊總督府關係米穀代金並に
日人中中國側に接收接管を受けたい者に対する
債務であつて、總督府關係については舊總督府關
係者と協議済である。

又未拂証明書書弁分は、軍としては最新から証明
書を発行したい方針であつたが、日人歸還者から、相
要求があつたので、軍に於て書式を定め、軍、師、
經理部、獨立部隊長に於て、嚴密に査定せ

0081

て之を発表させることになり、此が實際に之を發行したのは、軍經理部文であつた。

尚一般概況の所で、最初未拂額六千萬圓予定してゐたとあり、實際未拂額は千八百萬と成つてゐるは、不当要求の却下等々部隊の嚴密なる査定糧食費節約による支拂等に依るものである。

中國側は本件を引續後更内定を檢討して、日軍より沒收し、特殊定期金、三千二百萬圓

0082

余を引当として處理する模様で軍歸還時迄には
處理の細部辦法は未決定で中央軍政部に照会
中であつた取扱機關は臺灣省行政長官公署財
政處で尚之に臺灣省供應局(旧名軍政部臺灣區
特派員辦公處)警備總司令部經理處が關係す
るものと思はれる

携行歸還した關係書表

債務未済調書目録

債務未済調書(一般)

副

一九冊

"

(損害賠償關係)副

一三冊

"

(内地携行關係)副

一冊

未押證明書

正

一冊

0083